

京都府豊かな森を育てる府民税について

令和 7 年 9 月
農 林 水 産 部

令和 7 年度に第 2 期の最終年を迎える「京都府豊かな森を育てる府民税」（以下、府民税という）について、パブリックコメントを実施し、第 3 期（令和 8 年度から 12 年度）に向けた方向性の最終案を取りまとめましたので、下記のとおり概要を御報告します。

記

1 パブリックコメントの状況

意見募集期間：令和 7 年 7 月 9 日から令和 7 年 7 月 31 日まで（23 日間）
意見提出件数：104 人・111 件

2 パブリックコメントの主な意見と府の考え方

項目	主な意見	府の考え方
府民税の継続	都会に住む私たちも、空気や水など森林の恩恵を受けて生活しており、森林を守る対策を進めるため、物価は上がっているが、今までと変わらず税額が 600 円であれば、府民税は継続すべきと考える。	森林が持つ多様な機能は、広く府民が恩恵を受けていることに鑑み、現制度を維持した上で府民税を継続し、森林の保全や森林資源の循環利用の促進に活用してまいりたいと考えております。
	山間部は高齢化が進み、自力で作業ができないため、流木などを撤去する防災対策は必要と感じており、事業の実施にあたっては、森林から遠い下流に住む方の理解を得ることが大事だと思う。	森林の防災機能を高めるため、府民税を活用した危険木の撤去などの対策を進めるとともに、下流に住む方にも防災対策の重要性を理解していただけるよう啓発してまいりたいと考えております。
	木材で公共施設などが整備されることにより、森林の保全に繋がっていると解れば、都市部の住民も、府民税の必要性を理解しやすいと考えるので、木材利用の促進について一層 P R していただきたい。	森林資源の循環利用を促進することで、森林の適正管理に繋がることから、府民税で多くの方が利用する公共施設の木造・木質化を進め、府民の皆様に木材の魅力を伝える機会を創出し、木材利用の必要性を P R してまいりたいと考えております。
	府民税を延長せず、限られた財源の中で、防災対策など府民生活の安心安全に直結する事業に集中して実施すべきと考える。	激甚化する災害への対策の必要性を鑑み、今後 5 年間で必要となる財政需要を算出したところ、安定的な財源により計画的に執行する必要があるため、府民税を延長し、防災対策の強化に繋がる事業を継続したいと考えております。
	府民税が具体的に何に使われているのか、また、どのような効果があるのか解らないので府民税を継続することに反対する。	府民税で実施した事業は、透明性を確保するため、引き続き、毎年の取組に対する事業評価を行うとともに、使途や評価の結果について、府民の皆様により解りやすく公表してまいりたいと考えております。 また、事業実施箇所に看板を設置するなど、府民税の実施期間中の P R にも努めてまいりたいと考えております。
市町村交付金及び森林環境譲与税との役割分担	市町村交付金の使われ方が、森林の保全に繋がっているのか疑問に思うこともあったが、使途の限定により、府民税が適切に使われるようになると考える。	同じ使途に活用できる府民税と森林環境譲与税について、府民の皆様の理解を得るために、使途を限定することで、役割分担を明確にしたところであり、両税を有効に活用して森林の保全に努めてまいりたいと考えております。
	府民税と森林環境譲与税の使途が重複しても、森林の保全を進めるべきであり、役割分担を明確にすることは不要と考える。	

3 第3期の「京都府豊かな森を育てる府民税」について（最終案）の概要

（最終案は別添1のとおり）

（1）府民税の継続の必要性

- ・事業の成果や行政需要を踏まえると、これまでの取組を更に強化して進めていく必要があるため、課税額、徴収方法、使途については現制度を維持した上で、更に5年間延長する。

＜課税方法及び使途等＞

課税期間：5年間（令和8年度～12年度）

課税方式：個人府民税均等割の超過課税方式

課税額：年額600円

使途：①森林の整備及び保全
②森林資源の循環利用
③森林の多様な重要性に関する府民理解の促進

※ 強化ポイント

- ・防災対策の強化
→これまで対象としてきた保安林に限らず、全ての森林を対象に、府民提案による公共性の高い施設や道路周辺等での危険木対策を実施する。
- ・木材利用の拡大
→これまでの住宅等の民間建築物への支援に加え、戦略的に木材の魅力を発信するため、多くの府民が利用するPR効果の高いランドマークとなる公共施設の木造・木質化を実施する。

（2）市町村交付金について

- ・森林環境譲与税との役割分担を図るため、従来の一律交付から、使途を防災対策や木材利用に限定した申請方式へと見直しを行う。
- ・使途の限定により、市町村交付金の予算規模は縮小できると見込まれるので、それにより生じた財源は府が強化する施策に充当する。（予算規模は市町村の活用実績を踏まえ決定する）

（3）森林環境譲与税との役割分担

- ・森林環境譲与税は、森林経営管理法に基づく森林の整備など市町村の実情に応じた取組に活用する。
- ・府民税は、森林環境譲与税と使途が重複しないよう、主に府が重点的に進める取組（防災対策、木材利用）に活用する。

第3期の「京都府豊かな森を育てる府民税」について（最終案）

1 第3期の趣旨

「京都府豊かな森を育てる府民税」（以下「府民税」といいます。）は、森林の多面的機能の維持・増進を図り、府民生活の安心・安全を確保することを目的として、平成28年度に導入し、「森林の整備及び保全」、「森林資源の循環利用」、「森林の多様な重要性に関する府民理解の促進」に活用してきたところです。

府民税の課税期間は5年を1期とし、第2期に入った令和3年度からは、近年の集中豪雨等による災害の発生状況を踏まえ、府民税を活用した事業費の6割以上を防災・減災対策に充当し、森林内において流木災害が発生するおそれのある倒木や枯損木等の危険木の除去、さらには、インフラ施設や人家裏周辺での倒木のおそれのある危険木の伐採など、府内各地で取組を進めております。

また、森林資源の循環利用や森林の多様な重要性に関する府民理解の促進についても、住宅をはじめ民間の商業施設への木造・木質化に係る府内産木材の導入支援や、地域住民を対象とした木育や森林学習などの森林・林業の普及・啓発イベントにも取り組んできたところです。

この度、令和7年度に第2期の最終年を迎えることから、第3期に向けた府民税の方向性について、有識者会議による検討を重ねてまいりました。その結果、令和8年度以降の5年間も、これまでの成果と課題を踏まえた上で、引き続き、森林の多面的機能を維持・増進するための取組を継続し、より効果的な施策の展開による持続可能な森林づくりを進めるとともに、毎年の事業の評価や使途の公表、さらには事業実施箇所に府民税のPR看板を設置するなど、より一層府民の皆様には解りやすく伝えていくことで、府民税に対する理解が深まるよう努めてまいります。

2 第3期に向けた方向性

（1）府民税の継続

ア 財政需要

府民の生活の安心・安全を確保する上で、土砂災害の防止、水源の^{かん}涵養、地球温暖化の防止等の森林の多面的機能を維持・増進していくことが重要です。

有識者会議においては、現在の森林を取り巻く状況を考慮すると、森林の多面的機能の維持・増進を一層図るため、「森林の整備及び保全」、「森林資源の循環利用」、「森林の多様な重要性に関する府民理解の促進」に係る対策を、引き続き実施していくことが必要との意見をいただいたところです。

特に、激甚化する災害への対策の必要性を鑑みると、財源を縮小する時期ではないと考えられることから、防災対策をはじめ府民税を財源とした今後5年間の財政需要を算出いたしますと、国の補助事業など既存の財源だけでは対応することが困難な状況にあります。

こうしたことから、府民税を継続することとし、課税期間を5年間延長することとします。

イ 強化ポイント

近年の想定を上回る局地的な集中豪雨により、小規模な山腹斜面や溪流など、保安林に指定されていない箇所においても土砂や倒木が流出するなど、災害発生リスクのあるエリアが拡大しており、有識者会議における検討結果や市町村の意見を踏まえ、府民税を活用した取り組みを継続し、防災対策を一層強化する必要があります。

また、府民の暮らしや環境保全に大きく寄与する京都の森林は府民共有のかけがえのない財産であり、豊富な森林資源の循環利用を促進することで、森林の適正管理につなげることが大変重要です。

そのためには、森林が持つ環境効果を含め、木材利用に対する意識も高まっている状況を好機と捉え、木材需要の多くを占める建築物への利用を図る必要があります。

・ 防災対策の強化

⇒これまで対象としてきた保安林に限らず、全ての森林を対象に、府民提案による公共性の高い施設や道路周辺等での危険木対策を実施

・ 木材利用の拡大

⇒これまでの住宅等の民間建築物への支援に加え、戦略的に木材の魅力を発信するため、多くの府民が利用する PR 効果の高いランドマークとなる公共施設の木造・木質化を実施

ウ 課税の仕組み

森林の多面的機能の恩恵は、広く府民全体が享受しており、その財源負担については全ての府民が等しく分かち合うことが重要であることから、従来と変わらず、個人府民税均等割の超過課税方式とし、年額 600 円の課税とします。

また、個人府民税均等割の超過課税は、使途が限定されない普通税に区分されることから、使途を明確化する必要があると考えております。そのため、従来と同様に、毎年の事業について税収の使途や評価結果の公表を行い、事業の透明性を確保するとともに、「京都府豊かな森を育てる府民税基金」により税収を積み立て、各年度の必要となる額を取り崩して事業に充当することで、一般財源とは区別して財源を管理し、会計処理上の明確化を図ることとします。

<第3期の概要>

課税期間：5年間（令和8年度～12年度）

課税方式：個人府民税均等割の超過課税方式

課税額：年額600円

使途：①森林の整備及び保全

②森林資源の循環利用

③森林の多様な重要性に関する府民理解の促進

（２）市町村交付金の取扱い

森林環境譲与税との役割分担を図るため、従来の一律交付から、使途を府が強化して取り組む防災対策や木材利用に限定した申請方式へと見直しを図り、市町村における地域ニーズに応じたきめ細やかな取組に活用いただくことで、府の取組との両輪で対策を講じてまいります。

（３）森林環境譲与税との役割分担

森林環境譲与税は、森林経営管理法に基づく森林の整備など市町村の実情に応じた取組に活用し、府民税は、森林環境譲与税と使途が重複しないよう、主に府が重点的に進める取組（防災対策、木材利用）に活用してまいります。